

## 所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和2年6月5日

仙台法務局名取出張所 登記官 舩 澤 茂 樹

記

意見又は資料の提出先 仙台法務局不動産登記部門又は名取出張所

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	摘要
3708-2020-1002	名取市増田一丁目 1 2 8	墓地	9 2	
3708-2020-1003	名取市増田一丁目 1 9 4	墓地	1 0 9	
3708-2020-1004	名取市増田一丁目 1 9 8 - 1	墓地	4 9	
3708-2020-1005	名取市増田一丁目 3 1 1	墓地	5 6	
3708-2020-1006	名取市増田一丁目 4 2 6	墓地	1 0 9	

## 所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年5月6日

仙台法務局名取出張所 登記官 若 菜 博 紀

記

意見又は資料の提出先 仙台法務局不動産登記部門又は名取出張所

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m <sup>2</sup> )
3708-2021-2001	名取市愛島北目字二ツ森 1 1	墓地	1 3
3708-2021-2002	岩沼市下野郷字中谷地 9 2 - 1	畑	1 3
3708-2021-2003	岩沼市下野郷字浜 1 5 9 - 1	墓地	2 4 2
3708-2021-2004	岩沼市下野郷字浜 1 5	墓地	1 5 7
3708-2021-2005	岩沼市下野郷字淵ノ上前 1 3	墓地	1 4 8
3708-2021-2006	岩沼市早股字西須賀原 4 4 1 - 2	田	7 8
3708-2021-2007	岩沼市下野郷字関迎 1 - 1	畑	4 0 6
3708-2021-2008	岩沼市下野郷字関迎 8	畑	5 2 5
3708-2021-2009	岩沼市早股字西須賀原 4 3 3 - 4	田	4 4
3708-2021-2010	岩沼市早股字西須賀原 4 3 3 - 3	田	1 4 1
3708-2021-2011	岩沼市字東谷地 1 6 - 2	田	6 9
3708-2021-2012	岩沼市桑原一丁目 1 2 3	宅地	9 0 ・ 8 5
3708-2021-2013	岩沼市字朝日 2 7 3 - 2	畑	1 4 8
3708-2021-2014	岩沼市早股字御蔵田 1 7 6 - 4	田	5 3